平成２３年（フ）第１２１６号
宮城県名取市相互台４丁目13番地の６
債務者　佐藤　　洋
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
仙台市青葉区小田原７丁目５番56号　福寿荘203
債務者　西條光二郎
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅５Ａ25棟34
債務者　江刺　和由
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
秋田市旭川新藤田東町18番９号
債務者　松橋　武好
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
秋田県男鹿市五里合中石字八幡前84番地
債務者　相澤　　徹
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
秋田市柳田字佐渡端233番地４
債務者　佐藤　　瞳
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
秋田市新屋寿町３番40号
債務者　宮腰　昌一
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
秋田市飯島長野中町４番27号　畠山方
債務者　川村　知寛
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２号
秋田県由利本荘市表尾崎町６番地10
債務者　加藤己子子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４号
秋田県にかほ市院内字下横根74番地１　市営住宅さくらＣ―304号
債務者　佐々木明子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県北茨城市大津町2197番地
債務者　滑川　　誠
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８号
茨城県日立市諏訪町４丁目34番９号
債務者　小原　浩美
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８号
茨城県常総市水海道橋本町3561番地３
債務者　北島　　博
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２７号
茨城県下妻市下妻丁２番地３
債務者　中嶋利江子
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６４８号
千葉市若葉区東寺山町755番地県住３棟30707号
債務者　奈良井邦子
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５７号
千葉県船橋市咲が丘１丁目26番４号コープ咲が丘105号
債務者　柴田　綾香
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟417号
債務者　相澤佳代子（旧姓望月）
１　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係